

令和7年度 多賀城市次世代自動車導入支援補助金 ガイドライン

◆申請の前に、令和7年度多賀城市次世代自動車導入支援事業補助金交付要綱及びこの手引きをご確認願います。

【交付申請受付期間】

令和7年4月1日（火）から

令和7年12月26日（金）まで 【必着】

（市へ到達したものが有効となります（消印有効ではありません。））

※交付申請受付期間内に予算額に達した場合は、達した日に到着した全ての交付申請書（不備のあるものを除く。）の中から抽選で補助金交付対象者を決定します。

※提出については原則郵送のみで受け付けます。窓口を持参された場合でも、その場で確認・審査は行いませんので、あらかじめご了承ください。

※郵送料は申請者本人の負担になります。

※郵送する際の封筒等は申請者でご準備いただき、忘れずに差出人を記載してください。

【対象自動車】

電気自動車及び燃料電池自動車

【問合せ先・申請書提出先】

多賀城市都市産業部環境施設課資源環境係

〒985-8531 多賀城市中央二丁目1番1号

TEL：022-368-4126 FAX：022-368-9069

1 事業の目的

本市では、ゼロカーボンシティ宣言を表明し、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指しており、市域から排出される二酸化炭素排出量削減の取組みを推進しています。

本事業は、電気自動車及び燃料電池自動車を導入する市民及び事業者に対して予算の範囲内で補助金を交付し、電気自動車等の普及を促進することで、地球温暖化の防止、環境保全意識の高揚及び大気汚染の改善を図っていくものです。

2 補助対象者及び交付要件について

以下の全ての要件を満たしている必要があります。

- 市内に引き続いて住所を有する個人又は市内に引き続いて事務所又は事業所を有する法人のいずれかであること
- 市税に滞納がないこと
- 申請者が車検証の「所有者」又は「使用者」として記載されていること
- 補助対象自動車の自動車検査証の初度登録月から減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15条）に定められている耐用年数に相当する期間以上使用する見込みであること
- 同一年度内に本補助金を受けていないこと

3 補助対象自動車及び交付要件

電気自動車又は燃料電池自動車のいずれかであり、以下の全ての要件を満たしている必要があります。

- 令和7年4月1日から令和7年12月26日の間に初度登録が行われていること
- 新たに購入またはリース契約により導入された自動車であること
- 車検証上の「使用の本拠の位置」が多賀城市内の住所であること
- 新車で購入・リース契約（借主に限る）していること
（リース契約の場合は、契約期間が4年以上であり、新車購入と同程度の債務が発生する見込みであること。）
- 自動車販売業者への購入代金全額の支払いが現金で完了しているか、又は全額支払いの手続きが完了していること

4 補助金額

補助対象自動車	補助金額
電気自動車（EV）	10万円/1台あたり
燃料電池自動車（FCV）	30万円/1台あたり

※補助金の交付は、1世帯又は1事業所につき、同一年度内1台までです。

5 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする方は、対象となる自動車が納車された後に、以下の書類を市へ提出してください。

提出書類	注意事項等
①交付申請書兼実績報告書	・市指定の様式を使用（市ホームページ、市役所等の一部の施設で入手可能です。）
②請求書又は契約書の写し	・車両登録番号、車体番号及び消費税及び地方消費税を除いた車両本体の価格が掲載されているものに限る
③領収書等の写し	・割賦払による購入の場合は、契約書等の写し ・銀行振込等で領収書がないものについては、銀行発行の振込証明書等の写し ・リース契約の場合は、リース会社が購入した車両の本体価格がわかるもの
④自動車検査証及び自動車検査証記載事項の写し	
⑤補助対象自動車の写真	・自動車登録番号が確認できる写真
⑥補助金振込先口座が確認できる書類（預金通帳等）の写し	・金融機関名、口座番号、口座名義人が分かるもの
（事業者の場合のみ追加） ⑦市内に事業所又は事務所を有することを証明する書類（登記事項証明書等）	
⑧市税を滞納していないことを証する書類	

6 補助金交付決定及び補助金の振込について

申し込みされた補助金交付申請書は、審査を経て交付決定します。その後請求書に記載の指定口座に振り込みます。

(1) 審査

受領した申請書・添付書類について、交付要件等を満たしているかの所定の審査を行います。書類に不備等がある場合は、市から申請者に連絡をします。

※書類に不備がある場合は、有効なものとはみなしません。全ての書類が整った段階で、有効なものから先着順に受理します。

※交付申請受付期間内に予算額に達した場合、達した日に到着した全ての交付申請書（不備のあるものを除く。）の中から抽選で補助金交付対象者を決定します。

(2) 補助金交付決定

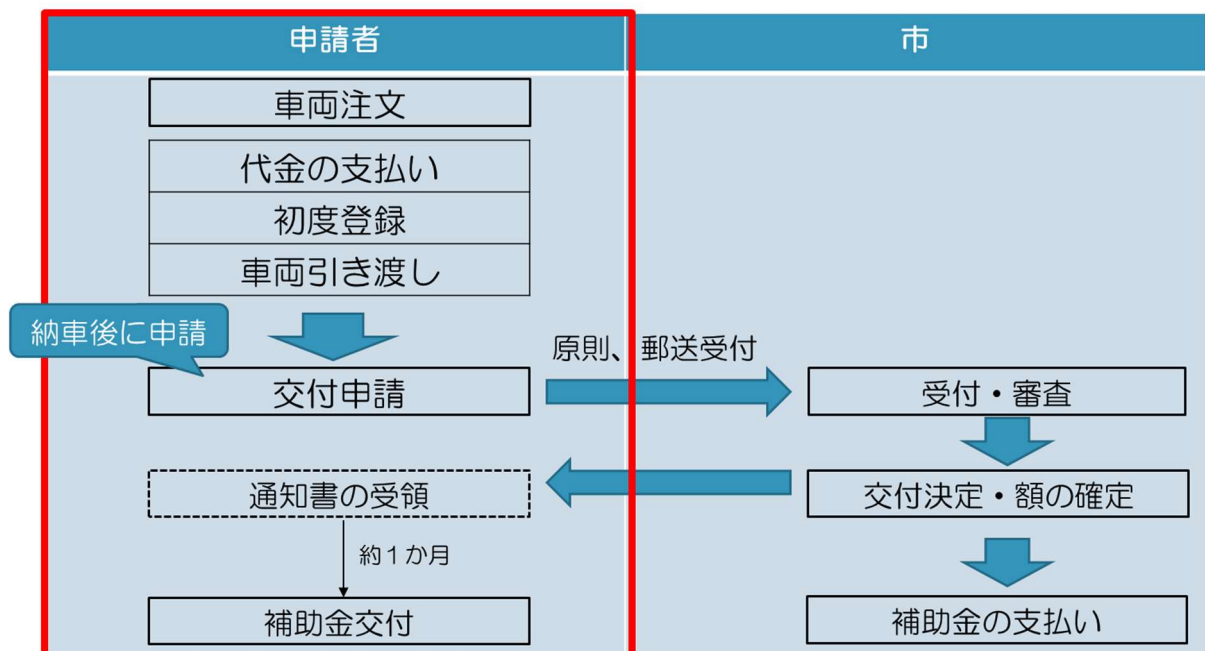
審査の結果、申請内容が適正であると認められるときは、申請後から3週間を目安に「令和7年度多賀城市次世代自動車導入支援事業補助金交付決定兼補助金確定通知書」を送付します。

(3) 補助金の振込

「令和7年度多賀城市次世代自動車導入支援事業補助金交付決定兼補助金確定通知書」を送付後、1か月を目安に指定振込先口座に補助金を振り込みます。

※振込通知は発行しませんので、直接口座を確認してください。

【イメージ図】



7 その他

- (1) 補助金交付決定者が以下のいずれかに該当する場合は、補助の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の返還をしていただきます。
 - ア 偽りその他の不正の手段により補助の交付を受けたとき。
 - イ 「令和7年度多賀城市次世代自動車導入支援事業補助金交付要綱」の規定に反したとき

- (2) 補助対象自動車の自動車検査証の初度登録月から減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15条）に定められている耐用年数に相当する期間内に申請者の住所又は氏名（法人の場合、所在地又は名称）を変更した場合、速やかに「令和7年度多賀城市次世代自動車導入支援事業補助金住所等変更承認申請書」を提出してください。その際は、添付書類として変更内容が確認できる書類を添付してください。

- (3) 補助対象自動車の自動車検査証の初度登録月から減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15条）に定められている耐用年数に相当する期間内に補助対象自動車を処分（売却、譲渡、廃棄等）する場合は、あらかじめ「令和7年度多賀城市次世代自動車導入支援事業補助金財産処分承認申請書」を提出し、市長の承認を受ける必要があります。その場合、補助金の一部（又は全部）の返還が発生する場合がありますので、自動車を処分する場合は、市にご相談ください。

8 よくある質問

- Q1. 中古車や新古車を導入した場合は、補助金の対象になりますか。
A1. 中古車、新古車は、本補助金の対象外です。
- Q2. ローンで購入した場合も補助金の対象になりますか。
A2. ローン（残価設定ローン含む）で購入した場合でも、交付条件を満たしていれば対象になります。
なお、ローンの支払いが終わった後でも、交付決定日から減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15条）に定められている耐用年数に相当する期間未満で車を手放すと、補助金の返還が発生する場合があります。
- Q3. 現在、電気自動車を使用していますが、乗り換えときにも補助金を受けられますか。
A3. 乗り換えの場合でも補助金を受けられます。
ただし、補助金を受けて導入した車の乗り換えの場合、補助対象自動車の自動車検査証の初度登録月から減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15条）に定められている耐用年数に相当する期間を経過していない場合は補助金を受けることはできません。
- Q4. 手形による購入の場合、補助金の対象になりますか。
A4. 手形による購入や支払保証方式による購入等、購入代金全額の支払いが現金で完了していない購入形態は、補助の対象外となります。
- Q5. 市外の販売店で購入した場合、補助金の対象になりますか。
A5. 販売店の要件はありませんので、使用の本拠の位置など、その他の要件を満たしていれば補助の対象となります。
- Q6. 国及び県の補助金と併用することは可能ですか。
A6. 受給の制限はありませんので、併用は可能です。ただし市の補助金と別に申請する必要がありますので、ご注意ください。
- Q7. ネット銀行を利用しているため、預金通帳やキャッシュカードがありません。どうすればいいですか。
A7. ご利用のネット銀行のマイページ等を画面印刷し、交付申請書兼実績報告書に添付してください。（金融機関名、口座番号、口座名義人がわかるよう印刷してください。）
- Q8. 購入した車が電気自動車/燃料電池自動車に該当するかわかりません。申請できますか。
A8. 車検証の燃料の種類が「電気/圧縮水素」と記載されている必要がある他、交付要件等がありますので本ガイドラインをご確認ください。

Q9. 自動車検査証及び自動車検査証記録事項の写しは、どちらか片方の提出でも問題ありませんか。

A9. どちらも提出してください。